

---

はじめに

---



---

# はじめに

## 1．都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置づけられています。この方針は、住民に最も近い立場にある市町村が、上位計画である市町村総合計画（基本構想）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を踏まえ、住民の意見を生かしながら、都市計画決定者として、目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を示すものです。

## 2．策定の背景・必要性

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」は、平成4年の都市計画法の改正に伴い制度化され、本市では平成10年に策定しています。

この都市計画マスタープランの策定が制度化された後、平成10年には地方分権一括法による都市計画法の改正が行われ、住民に最も身近な行政主体である市町村が主体的に都市計画を進めていく仕組みが整えられました。また、平成12年、14年にも社会経済状況の大きな変化に対応するべく都市計画法の改正が行われ、住民による都市計画提案制度の創設等、国においても、住民参加型まちづくり、地域の特性を踏まえたまちづくりを支援する姿勢が明確にされました。さらに、平成18年には人口減少・少子高齢化社会の到来に備え、既存ストックを活用したコンパクトなまちづくりを進めるために都市計画法が改正されています。

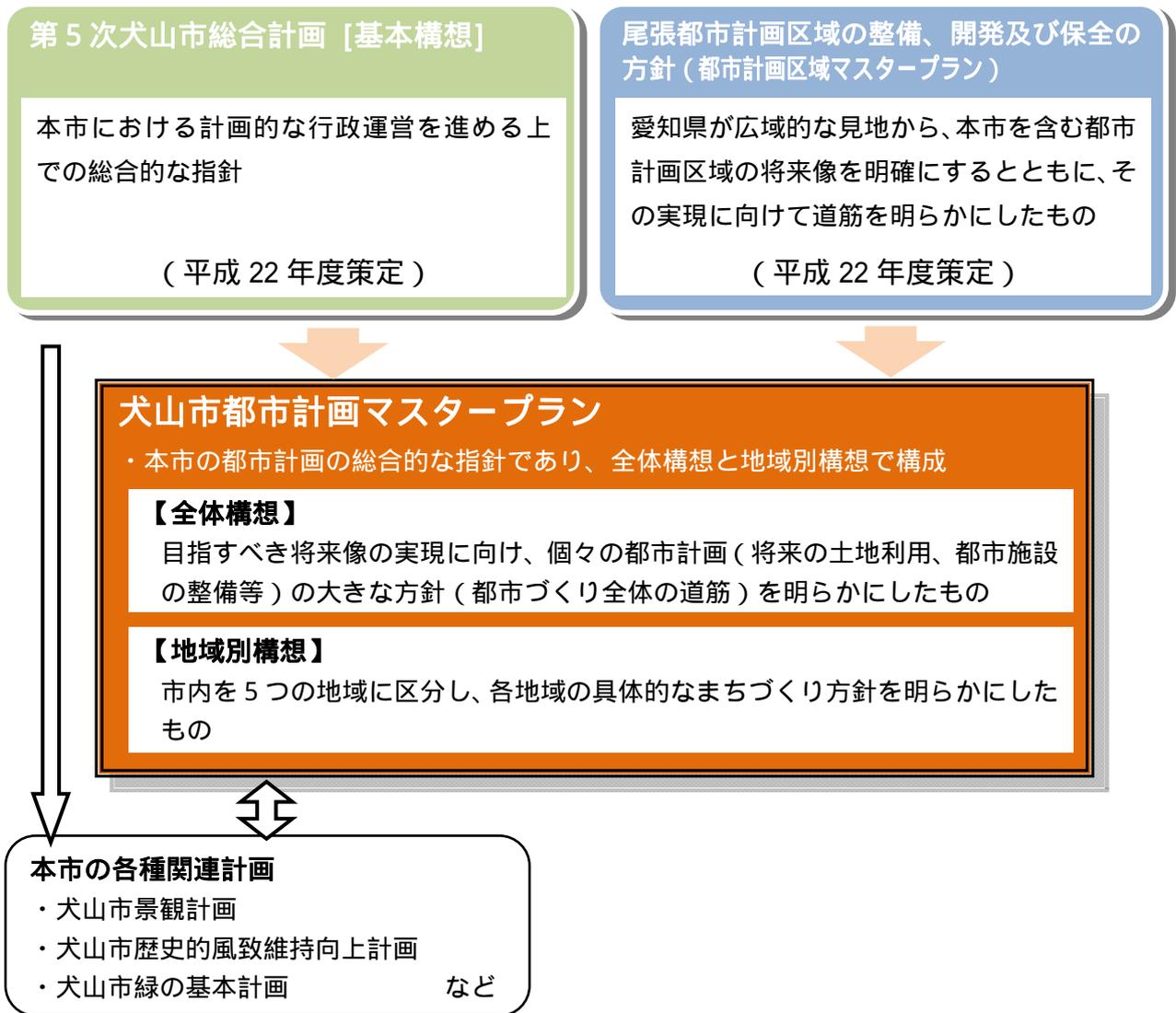
平成22年度に、本市においては、平成34年度を目標年次とする「第5次犬山市総合計画」を策定しており、愛知県においても、都市計画法の改正を踏まえ、都市計画区域の再編、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定、区域区分の総見直しを行っています。

こうした背景に加え、当初の計画策定後10年以上が経過していることから、見直しを行うことが必要となり、新たな犬山市都市計画マスタープランを策定しました。

### 3. 計画の位置づけ

法令根拠：都市計画法第 18 条の 2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

「犬山市都市計画マスタープラン」は、上位計画である「第 5 次犬山市総合計画」や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、関連計画との調整を図りながら、策定を行っています。



### 4. 目標年次

本計画は、第 5 次犬山市総合計画にあわせ、平成 34 年度（西暦 2022 年度）を目標年次とします。また、必要に応じて適宜見直しを行っていくこととします。